

令和7年度 貨物自動車免許取得助成事業 交付要綱

令和7年3月27日制定
公益社団法人青森県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、ドライバーの確保と人材開発に資することを目的に、青ト協会員事業者（以下、「会員事業者」という。）が従業員に、貨物自動車免許（以下「免許」という。）を取得させる際の支援を行う。

（助成額・上限）

- 第2条 予算額 4,500,000円
- 2 助成額 取得費用の1/3 1名につき上限10万円（千円未満切捨）
- 3 上限人数 助成額に関わらず、
Gマーク認定事業所を有する事業者：3名上限
その他事業者：1名上限
- 4 国や地方自治体等から助成金を交付されている場合は、実費を越えない金額を助成する。

（助成対象種）

第3条 助成対象となる免許の種類
大型・中型・中型（8t限定解除）・準中型・準中型（5t限定解除）・けん引免許

（助成対象）

- 第4条 助成金は、会員事業者が（1）から（2）に定める要件を全て満たす従業員に、第3条に定める免許を取得させた場合に限り交付する。
- （1）会員事業者は、ドライバーとして従事させる（する）ために在職中の従業員に、第5条に定める期間中に、指定自動車教習所で免許を取得させ、その費用の全額を事業者が負担していること。
- （2）申請日において、会員事業者に雇用（社会保険に加入）されている者であり、運転者として従事していること。

（対象期間）

第5条 本助成は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までに、当該免許を取得し、支払いを完了したものを対象とする。

（申請及び助成金の請求）

- 第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、第5条に定める期日までに様式1「貨物自動車免許取得等助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。
- 2 「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援事業」との併用を可とする。

（助成金交付）

第7条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

（助成金の返還）

第8条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。